令和８年度　建築基準法に基づく指定道路図等更新業務委託
特記仕様書

第１章　　総　則

（適　用）

第１条　本特記仕様書は、佐賀県（以下「甲」という）が実施する「令和８年度　建築基準法に基づく指定道路図等更新業務委託」（以下「本業務」という）に適用するものとする。

（業務の目的）

第２条　本業務は、佐賀県一円（都市計画区域内）を対象に、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、以下「法」という）第 42 条第２項により包括指定された道路及び、その他法第 42 条に基づき指定された道路（以下、「指定道路」という）について、同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の２に基づく指定道路図、指定道路調書及びその他の関係資料（以下、「指定道路調書等」という）を、これまでの甲の調査結果及び本仕様書に基づき、整備済の指定道路管理システムデータを更新するとともに、法第 42 条の規定による道路に関する情報の適正な管理を行い、建築活動の円滑化及び建築行政サービスの向上に資することを目的とする。

（準拠する法令等）

第３条　本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令、規則及び規定に準拠して実施するものとする。

⑴ 建築基準法及び同法施行規則
⑵ 道路法及び道路法施行規則
⑶ 都市計画法及び都市計画法施行規則
⑷ 測量法及び測量法施行規則
⑸ 建築基準法道路関係規定運用指針
⑹ 建築基準法道路関係規定運用指針の解説
⑺ 著作権法
⑻ 佐賀県財務規則
⑼ その他関係法令、規則、通達等

（疑　義）

第4条　受託者（以下「乙」という）は、本特記仕様書に定めの無い事項及び本業務の実施にあたり疑義を生じた場合は、甲との協議により定めるものとする。

（業務の着手）

第5条　本業務を実施するにあたり、次の書類を甲に提出し承認を得るものとする。

(1) 業務工程表

(2) 管理技術者通知書及び業務経歴書・資格証の写し・乙の社員を証明する資料

(3) 照査技術者通知書及び業務経歴書・資格証の写し・乙の社員を証明する資料

(4) 業務実施計画書

（打合せ協議）

第6条　乙は本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、甲と十分に打合せを行うものとし、乙は打合せの記録簿を作成し、甲の承認を得るものとする。

（実施体制）

第7条　乙は、本業務を円滑かつ確実に実行するため、管理技術者を置く。管理技術者は測量士の資格を有していること。また、乙は実施にあたり同種業務の実績のある担当者を配置するなど、業務の円滑な実施体制確保に努めること。

（貸与資料）

第8条　本業務の実施にあたり、甲は乙に必要な資料を貸与するものとする。乙は貸与資料の取扱いについては十分に注意し、紙資料等は汚損、破損の無い様に慎重に取り扱うとともに、甲は着手時に乙の保有する情報セキュリティポリシーを確認するものとする。また、貸与された資料等については本業務完了後すみやかに甲に返却及びデータを削除しなければならない。

（秘密の保持）

第9条　乙は、本業務の遂行上知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、個人情報に関する貸与資料については別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

（成果品の帰属）

第 10 条　本業務において作成された成果は、甲に帰属するものとする。

（業務の期間）

第 11 条　本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日とする。また、作業完了時においては、業務完了通知書、納品書、成果品一覧表を提出し、甲の完了検査を受けるものとし、検査の結果、本仕様書に適合しない部分がある場合はすみやかに修正しなければならない。

第 2 章　　指定道路図更新

（業務概要）

第 12 条　本業務は次の各号に掲げる項目の業務を実施するものとする。

(1) 基礎条件の整理、作業計画

(2) 資料収集整理

(3) 指定道路図データ更新

(4) データセットアップ

（業務対象範囲）

第 13 条　本業務における業務対象範囲及び数量は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象範囲

佐賀県一円（都市計画区域内）

(2) 作業数量

496 本（1 項 5 号道路 21 本、その他 475 本）

（座標系）

第 14 条　データ整備で採用する座標系は次に従うものとする。

(1) 準拠する測地系　　：世界測地系

(2) 投影法　　：平面直角座標第Ⅱ系

(3) 垂直位置座標　　：平均地盤面を基準とする標高

（基礎条件の整理、作業計画）

第 15 条　乙は本業務の実施にあたって、指定道路に関する基礎条件の整理を行い、指定道路図更新方針及び方法に関する業務実施計画書ならびに業務工程表を甲に提出するものとする。

（資料収集整理）

第 16 条　本業務を実施するうえで必要な資料として、乙は以下の資料及び図面を収集するものとする。その際「甲」が貸与する資料及び図面は原則として電子化されているものとする。以下の資料及び図面が無い場合は、「甲」「乙」協議のうえ代替となる資料及び図面を決定し、乙はこれを収集するものとする。また、収集した資料については資料借用整理表を作成し、甲へ報告を行うものとする。

⑴ 道路位置指定申請書

⑵ 土木事務所の道路判定資料

⑶ 指定道路管理システムデータファイル

⑷ 位置指定道路一覧

⑸ 道路判定資料一覧

⑹ その他必要な資料・データ

（指定道路図データ更新）

第 17 条　以下の作業及び条件を踏まえた指定道路図データを更新する。

⑴ 甲が提供する道路位置指定申請書等をもとに指定道路管理システムデータファイルに格納された指定道路図データの更新を行う。

⑵ 道路種別は、法第 42 条第 1 項第 2 号から第 5 号に規定された道路、第 2 項道路及び非道路とする。

⑶ 指定道路管理システムデータファイルに搭載されている背景図をベースに入力する。

⑷ 図形タイプはライン（線構造）データとし、原則道路種別ごとに「建築基準法道路関係規定運用指針の解説」に示される凡例により着色を行うものとする。ただし、最終的に線種、配色については甲、乙で協議を行い、着色を行う。

⑸ 取得するラインデータは、背景図に記載された道路縁の中心位置で取得するものとする。

⑹ 背景図に道路形状が存在しない、又は形状が大きく異なる箇所については、その都度、甲に報告し、その指示に従い、航空写真を利用するなどして、可能な限り修正を行うものとする。また、報告を行った路線について箇所図及びリストを作成し、報告書に記載すること。

⑺ 入力する路線については、判定年月日等を属性情報として整備する。

⑻ 作業により資料の間違い等の問題箇所が明らかになった場合は、問題の内容を明らかにした問題箇所図

として整理する。

また、本条で更新された指定道路図データをもとに、佐賀県ホームページ登録用の指定道路図 PDF データを作成するものとする。作成対象は、路線更新が行われた図郭とする。なお、掲載用の指定道路図の内容（道路種別、公開・非公開の区分等）については、「甲」「乙」協議のうえ、決定するものとする。

（データセットアップ）

第 18 条　本業務で更新したデータ成果は、佐賀県県土整備部建築住宅課に導入している「指定道路管理システム」へデータ登録及び環境設定を行うこととする。

なお、作成する各種データは、品質の確保と統一化を図るために、甲より提示するデータ定義書に準拠して作成を行い、次のデータ形式でデータファイルを作成するものとする。

（ア）指定道路図データ　　ArcGIS（GDB 形式）

（イ）道路位置指定申請書データ　　Adobe（PDF 形式）

（ウ）土木事務所の道路判定資料データ　Adobe（PDF 形式）

（成果品の確認・検査）

第 19 条　成果品の内容について、乙は甲による内容の確認・検査を受けるものとする。また、「指定道路管理システム」へデータ登録後は、甲立会いのもと動作検証を行うものとする。本特記仕様書に適合しない場合または修正が必要と認められる場合は、速やかに修正の措置をとらなければならない。なお、納品後に「指定道路管理システム」に不具合が生じた場合は、乙の責任のもと復元するものとし、発生する費用についても乙の負担とするものとする。

第 3 章　　成果品

（成果品）

第 20 条　本業務における成果品は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 業務実施報告書　　一式

(2) 資料借用整理表　　一式

(3) 指定道路図データ（公開用・非公開用）　　一式

(4) 指定道路図 HP 公開用画像データ　　一式

（附則）

第21条

(1) 乙は、本業務を仕様書の内容及び発注者の指示通りに実施し、成果品を納める旨の誓約書を甲あてに提出するものとする。

(2) 乙は仕様書の内容について十分理解しているものとみなし、作業が仕様書の定めた方法で行われなかった場合には、甲は契約の解除及び損害賠償金の支払を求めるものとする。

以上